

2019.06.03

ESG リスクトピックス <2019 年度第 2 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental－環境－

■ 生物多様性 ■

持続可能な天然ゴムのためのプラットフォーム（GPSNR）が本格始動

3月21日、持続可能な天然ゴムのためのプラットフォーム（GPSNR）の第1回総会がシンガポールで開催された。組織定款、行動規範の承認、執行委員会の設立などが決定され、今後本格的に始動する。本プラットフォームは、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）におけるタイヤ産業プロジェクト（TIP）メンバーによって設立された。天然ゴムのバリューチェーンの社会面・経済面・環境面の改善を目的としており、世界的なタイヤメーカー11社をはじめ、天然ゴム生産者、NGOなど39の企業・団体から構成されている。

（参考情報：2019年3月21日付 WBCSD HP：

<https://www.wbcd.org/Sector-Projects/Tire-Industry-Project/News/Global-Platform-for-Sustainable-Natural-Rubber-holds-inaugural-General-Assembly-appoints-Executive-Committee>）

■ 気候変動 ■

環境省、パリ協定長期成長戦略案を公表

4月25日、環境省は「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略案」を公表した。同戦略案は政府が掲げている「2050年までに温室効果ガス80%削減」というビジョンを達成するために必要な対策、施策、技術開発の方向性を示したものである。政府は、パブリックコメントを経て、6月のG20大阪サミットまでに長期戦略を国連に提出することを目指している。

（参考情報：2019年4月25日付 環境省 HP：<https://www.env.go.jp/press/106752.html>）

■ 生物多様性 ■

IPBES「動植物100万種の絶滅危機」を警告

世界132カ国の政府が参加する「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」（IPBES）は5月6日、政策決定者向けの要約（SPM）を公表した。SPMでは、動植物100万種が絶滅危機にあると警告しており、社会変革が伴う対策がなければ、生態系の機能低下や自然からの恵みが減少する傾向は2050年以降も続くとしている。

（参考情報：2019年5月6日付 IPBES HP：<https://www.ipbes.net/news/Media-Release-Global-Assessment>）

■ 気候変動 ■

UNEP-FI、投資家向け気候変動シナリオ分析に関するレポートを公表

5月10日、国連環境計画・金融イニシアチブ（UNEP-FI）が主導するTCFD*試行ワーキンググループは、機関投資家向けに気候変動を組み込んだシナリオ分析手法を検討、試行した成果を公表した。同ワーキンググループは、銀行、投資家、保険の3つの分野に分かれており、投資家向けワーキンググループには20の機関投資家が参画している。

* 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の略称であり、2017年6月に投資家や企業が気候変動による事業リスクと機会について評価、開示し、経営判断に組み込むための枠組みを提言する報告書を公表した。TCFDの提言に対して、500以上の企業が賛同を表明している。

（参考情報：2019年5月10日付 UNEP-FI HP：<https://www.unepfi.org/investment/tcdf/>）

■ サーキュラーエコノミー ■

バーゼル条約、汚れたプラスチックごみを規制対象に

5月10日までスイス・ジュネーブで開催されたバーゼル条約*第14回締約国会議で、同条約の付属書を改正し、汚れたプラスチックごみを規制対象とすること等が決定した。2021年1月の改正付属書の発効以降は、汚れたプラスチックごみの輸出にあたり、輸出相手国の同意が必要となる。

* 正式名称は「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」。有害廃棄物やその他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について、国際的な枠組みを定めている。

（参考情報：2019年5月14日付 環境省 HP：<https://www.env.go.jp/press/106784-print.html>）

Social—社会—

■ 事業継続 ■

関西エアポートが機能喪失別対応計画を備えた新BCPを発表

関西国際空港を運営する関西エアポート株式会社は4月17日、2018年9月の台風21号による被害発生を契機に構築した新BCPを発表した。オールハザード対応型のBCPであり、危機管理計画に加え、電力、空港へのアクセスなど、喪失した重要機能ごとの対応計画を備えている点が特徴。

（参考情報：2019年4月17日付 関西エアポート社 HP：

http://www.kansai-airports.co.jp/news/2019/2702/J_190417_PressRelease_NewBCP.pdf）

■ 情報セキュリティ ■

経済産業省が、新たなサプライチェーンのサイバーセキュリティ確保を目的としたサイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）を策定

経済産業省は4月18日、「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）」を策定した。本フレームワークは「Society5.0」*と「Connected Industries」**によって拡張される新たなサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ確保を目的としている。

* 「第5期科学技術基本計画」において提唱された概念で、従来の情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指す。Society5.0では、IoT（Internet of Things）やロボット、AI等の最先端技術を全ての産業や社会に取り入れることで多様化するニーズへ対応し、経済発展と社会課題解決を両立させる社会を目指すとしている。

** 様々な業種や企業、人、データ等がつながることで生まれる技術革新や生産性向上等を通じて社会課題を解決するという、目指すべき産業のあり方のこと。安倍総理、世耕経済産業大臣らが参加した2017年のドイツ情報通信見本市（CeBIT）において提唱された。

（参考情報：2019年4月18日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190418002/20190418002.html>）

■ 情報セキュリティ ■

NISC が国内重要インフラの情報セキュリティ確保のため安全基準等策定指針の改訂案を公開

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）は4月19日、「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」改訂案を公開した。今回新たに、クラウドサービス等インターネットを介したサービス利用時の留意点やデータセンターの災害対策強化などが盛り込まれた。

同指針は原則3年ごとに見直す決まりで、今回は重要インフラ分野*に「空港」が追加されたことなどの環境変化を踏まえた改定。同指針は、国内の重要インフラ分野に係る事業者等が情報セキュリティ対策を進める際に参照することを目的に設定されている。

* 情報通信、金融、航空、空港、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス、医療、水道、物流、化学、クレジット、石油

(参考情報：2019年4月19日付 NISC HP：https://www.nisc.go.jp/active/infra/pubcom_shishin5rev.html)

■ ワークライフバランス ■

日本マイクロソフトが働き方改革の加速に向け、「ワークライフチョイス」推進プロジェクトを本年夏に実施

日本マイクロソフトは4月22日、自社の働き方改革の加速に向けた実践プロジェクト「ワークライフチョイス* チャレンジ 2019 夏」を本年夏に実施すると発表した。週勤4日&週休3日制トライアル、ワークライフチョイスに取り組む社員に対する支援プログラムの実施に加え、その効果を測定し結果を公表する。

* 同社の働き方改革の基本理念。社員一人一人が、仕事や生活の事情や状況に応じた多様で柔軟な働き方を、自らが選択できる環境を目指すもの。

(参考情報：2019年4月22日付 日本マイクロソフト社 HP：
<https://news.microsoft.com/ja-jp/2019/04/22/20190422-ms-worklifechoice2019/>)

Governance—ガバナンス—

■ 内部通報制度 ■

商事法務、内部通報制度自己適合宣言の登録事業者の公表を開始

消費者庁が導入した内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）の指定登録機関である商事法務研究会は5月10日、自己適合宣言の審査基準を満たしているとして登録を認めた事業者の同法人 HP で公表を開始した。同日時点の登録事業者数は8社。

(参考情報：2019年5月10日付 公益社団法人商事法務研究会 HP：
<https://www.shojihomu.or.jp/article?articleId=8652424>)

■ コーポレートガバナンス ■

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が、コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた意見書を公表

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が4月24日、コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性（意見書4）を公表した。

意見書では、運用機関及び議決権行使助言会社、運用コンサルタントがより深く企業を理解して対話すること、アセットオーナーが運用機関に対する働きかけ・モニタリングをより積極的に行うことが、コーポレートガバナンス改革の実効性を高めるうえで極めて重要であるとした。今後、同会議では、株式市場構造の見直しの動向を踏まえ、各市場の性格にふさわしいガバナンスの在り方を念頭に、改革の更なる進展に向けた議論を進めていく。

(参考情報：2019年4月24日付 金融庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190424.html>)

全般・その他

■ 情報開示 ■

S&P グローバル・レーティングが企業の ESG リスクへの取り組み実態を評価するサービスを開始

S&P グローバル・レーティングは4月11日、企業の ESG リスクへの取り組み実態を評価するサービス（ESG Evaluation）を開始した。同サービスの評価項目は「ESG Profile」と「ESG Preparedness」の2つで構成され、前者は顕在化している ESG 課題に対する当該企業の対応実態について評価し、後者は将来の ESG リスクと機会に対する当該企業の対応能力の程度を評価する。

（参考情報：2019年4月11日付 S&P グローバル HP：<https://www.spglobal.com/en/>）

■ ESG 投資 ■

CECP が企業の長期経営計画を公表する際の推奨テンプレートを発表

CECP*（Chief Executives for Corporate Purpose）は4月23日、企業が長期経営計画を投資家向けにプレゼンテーションする際の推奨テンプレートを発表した。テンプレートでは、リスク管理やコーポレートガバナンス等、長期経営計画において投資家に提示すべき項目・要素のほか、長期経営計画を策定する意義等についてまとめている。

* 「企業の成功はステークホルダーとの関わり方によって決まる」という考え方を共有する企業の CEO が中心となり構成した組織。グローバル企業 250 社の CEO が参画している。

（参考情報：2019年4月23日付 CECP HP：
https://cecp.co/wp-content/uploads/2019/04/SII-LTP-Template_FINAL.pdf?redirect=no）

今月の『注目』トピックス

<情報管理>

○個人情報保護委員会が改正個人情報保護法の原案を公表

(参考情報: 2019年4月25日付 同委員会 HP <https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20190425/>)

政府の個人情報保護委員会は4月25日、改正個人情報保護法の原案である「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理(案)」(以下「原案」という)を公表した。

原案では、EUの一般データ保護規則(GDPR)を参考に、主に以下の6つの個別検討事項について現状と検討の方向性をとりまとめた。個人が情報の利用停止等を求めた場合の事業者側の対応義務付けなど、個人の権利範囲を広げる方向での検討の必要性が盛り込まれた点が注目される。

なお、焦点のひとつだった「個人情報の消去の権利(忘れられる権利)」は盛り込まれなかった。

今後、原案をパブリックコメントに付し、年内にも最終案をとりまとめる予定。

今回の見直しは、情報通信技術の進展が著しいこと等から、2015年の個人情報保護法改正(2017年5月全面施行)で3年ごとの見直し規定が設けられていたことによるもの。

<原案のポイント>

| 個別検討事項 | 検討の方向性 |
|------------------------------------|--|
| 個人情報に関する個人の権利の在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求の提供形式については、「書面の交付による方法」を原則としつつ、本人が他の用途で利用しやすい電磁的形式による提供も検討する。 ・利用停止等については、企業の実務上の問題や実態*を踏まえた上で、個人の権利の範囲を広げる方法について検討する。 ・オプトアウト**規定については、情報入手先の開示の必要性やオプトアウトの届出内容に事業者の事業実態が的確に反映されるような仕組みの工夫が必要。 |
| 漏えい報告の在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定の軽減措置を設けることを前提に、漏えい件数、重大性、原因、内容等を考慮した報告義務を検討する(軽微な事案の報告は、事業者・執行機関の双方にとって負担となるため義務化の対象から外す)。 ・明示的な報告期限を設けるべきかを検討する。 ・本人への通知等の在り方(具体的な方法・手段)を検討する。 |
| 個人情報保護のための事業者における自主的な取組みを促す仕組みの在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定個人情報保護団体制度***の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 団体の活動を活性化する観点と、団体の対象事業者となることのメリットを高める観点の両面から、制度の在り方、委員会による支援の在り方を検討する。 ➢ 企業単位ではなく、指針等ルール単位や分野単位で認定等を行う新たな仕組みを検討する。 ・法の規定を補完する形で、民間主導による自主ルールの策定・運用が促進される仕組みを検討する。 |
| データ利活用に関する施策の在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ・「仮名化****」の導入を検討する。 ・技術の進展に伴うデータの利活用は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという同法の趣旨を踏まえて検討する。 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| ペナルティの在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な状況を見ると、ペナルティの強化が大きな潮流となっているものの、わが国においては、委員会による指導等により違法状態が是正されているのが実態であり、勧告・命令や罰則の適用事例はない ・ペナルティ強化については、事業者の過度な萎縮を招き、ひいては創意工夫や技術革新の果実を国民が享受できなくなる可能性があるとの見方もあり、ペナルティの相当性についての比較衡量が必要 |
| 法の域外適用の在り方及び国際的規制調和への取組みと越境移転の在り方 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な議論をわが国がリードし、国際的な制度調和への取組みを進める ・外国事業者に対する法執行の在り方という視点を踏まえた域外適用の在り方を検討する ・過度なデータローカライゼーションやガバメントアクセスを抑止し、グローバルなデータフリーフローの推進を検討する |

(出典：「原案」を基にMS&AD インターリスク総研作成)

* 企業の実務上の問題や実態

- ・事業者が本人からの請求に基づき個人情報を完全に消去してしまうと、過去に消去請求した者であるという事実などが判別できない。
- ・再び当該本人の個人情報を取得した場合に当該個人情報を利用することの可否等も判別できない。
- ・事業者が個人情報等を部門ごとに別々に管理している場合、全部門の個人情報等を容易に利用停止等できない場合がある。

** オプトアウト

あらかじめ本人に対して個人データを第三者提供することについて通知または認識し得る状態にしておき、本人がこれに反対をしないかぎり、同意したものとみなし、第三者提供をすることを認めること。

*** 認定個人情報保護団体制度

苦情の処理をはじめ個人情報の適切な取扱いの確保を目的として業務を行う民間の団体に対し、認定制度を設けることにより、業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図る制度。

**** 仮名化

個人の氏名や住所などの情報を仮名と置き換え、元の情報を仮名化された情報と別に保管するなどし、データから直接個人を特定することができなくする個人情報の取扱い。GDPR では、個人データを仮名化することで、利用停止権やデータ開示請求などの対象外となる。

Q&A



Question

3月12日、独占禁止法（以下、「独禁法」という。）の改正案が閣議決定されました。今回の改正内容や企業における対応のポイントを教えてください。

Answer

1. 独禁法改正案のポイント

公正取引委員会（以下、「公取委」）が3月12日に公表した独禁法改正案では、主に以下の変更が盛り込まれました。談合やカルテルなどの違反行為を公取委に自主申告した企業に対し、調査への協力度合いに応じて課徴金を減免することが柱です。

<ポイント>

- 課徴金減額に調査への協力の度合い（自主的に提出する証拠等）を反映
- 課徴金減免の対象を先着5社とする上限を撤廃
- 課徴金算定期間を最長3年から10年に延長
- 弁護士との相談内容を秘密にできる秘匿特権*の導入

*秘匿特権

一定の要件を満たせば、外部の弁護士との相談内容や法的意見などの文書を公取委の調査から保護できるようにする手続で、独禁法に基づいて定める公正取引委員会の規則で設けられる予定。弁護士との相談前から存在する文書や相談の基礎となる事実をまとめた資料などは対象外。

報道等では、改正案が今国会で可決すれば2020年末に施行される見通し。改正の肝となる「協力度合い」の評価方法について、施行までに公取委がガイドラインとして整備する予定です。

2. 新たな課徴金減免制度と改正の背景

現行法が課徴金の減免を申請順位に応じて最大5社まで（調査開始日後は最大3社）認めているのに対し、改正案では減免対象者数の上限が撤廃されました。一方で、申請順位に応じて定められていた減免率を従来よりも低く抑えるかわりに、調査への協力度合いに応じた減算率を上乗せする仕組みとしました。

その結果、申請順位1位の企業は全額免除で改正前後で変更はないものの、2位以下の企業は、調査協力により減算率が最大限適用された場合、現行制度より減額幅が拡大されます。さらに、これまで減免対象外の企業についても、調査協力への協力次第で減免の恩恵を享受できるようになります。

<課徴金減免制度の改正内容>

| 調査開始 | 申請順位 | 現行制度 | 改正案 | |
|------|------|------|------|--------|
| | | 減免率 | 減免率 | 減算率* |
| 前 | 1位 | 全額免除 | 全額免除 | +最大40% |
| | 2位 | 50% | 20% | |
| | 3~5位 | 30% | 10% | |
| | 6位以下 | | 5% | |
| 後 | 最大3社 | 30% | 10% | +最大20% |
| | 4社以降 | | 5% | |

*調査への協力度合いに応じて減免率に加算

課徴金減免制度が2006年に導入された当時、日本の風土や文化に馴染まないとの声もありましたが、導入後の課徴金減免の申告件数は2017年度末までの累計で1,165件に達し、直近3年は年間100件超で推移するなど、制度が一定活用されていることが分かります。一方で、公取委は、現行制度では企業が調査に積極的に協力するメリットがなく、減免対象外の企業のほか、減免対象であっても調査への協力が得られないケースもあることが課題と認識していました。

また、主要国の中で、定額の課徴金制度の採用は日本のみで、当局の判断・裁量で適正水準の金額を決める仕組みが大勢という事情もあります。これらを踏まえ、全ての調査対象企業の協力を促し、早期の実態解明につながる制度への改善を目的に、今回の改正が行われました。

3. 課徴金算定期間の延長

改正案では、長期の違反行為に対応し、抑止の実効性を高めるため、課徴金の算定期間が延長されました。現行制度では、算定期間の上限が3年のため、違反行為がどれだけ長期にわたっていてもそれ以前の違法行為に対して課徴金を課せない制約があります。改正案では、この算定期間が最長10年に延長されています。

公取委によると、2009年～2015年で摘発した同法違反事例のうち、違反行為期間の平均は約4年で、中には10年近い事例もみられます。したがって、企業にとっては、違反行為を放置すると課徴金額が膨らむことになるため、一層の対策の強化が求められます。

4. 企業の対応のポイント

以上の改正を踏まえると、企業として対応すべきポイントは、次の通りです。

企業にとって、自社の独禁法抵触リスクを把握したうえで、未然防止と防御の両面から対策を検討・実施していくことが重要となります。

(1) 未然防止活動

コンプライアンス重視の考えに基づき、社内ルールや体制を整備し、自社の独禁法抵触リスクを洗い出した上で、抵触リスクの高い部門や業務を中心に、定期的な教育研修を通じたルールの周知徹底や業務フローの点検・見直しを強化します。

(2) 早期発見可能な態勢の構築

算定期間の上限が延長される状況下、自社の独禁法違反（疑いを含む）を察知した場合に、いかに迅速かつ正確にその事実を把握するかが重要です。通常の報告ルートに加え、内部通報制度の強化や社内リニエンシー（違反を自主申告した社員への処分軽減を考慮する制度）の導入等により、不正に関する情報を早期に吸い上げることが可能な仕組みづくりが重要となります。

(3) 有事を想定した態勢整備

独禁法違反が疑われる場合あるいは確実となった場合に、迅速に必要な対応を講じる必要があります。基本方針の決定、事実関係の調査、社内外の関係者への連絡・連携など、適切な判断と意思決定ができるよう、基本的な社内ルールの策定や対応組織の確立を含め、平時から態勢整備を進めておくことが重要です。

特に、課徴金減免制度の利用を前提とした場合、「協力度」の基礎となる証拠資料を適切に収集し、保存・管理できるかも重要です。また秘匿特権の導入により弁護士との連携がより重要となると考えられ、公取委の立入など有事の際に、弁護士と早期にコン

タクト・連携を図り、課徴金減免制度の利用を含めた適時適切な対応を可能にするため、日頃から弁護士確保や連携体制の構築を進めることが重要となります。

参考文献・資料等

- 1) 公取委 HP 『『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案』の閣議決定等について_ (別紙1) 法案概要』(2019年3月12日)
- 2) 公取委 HP 「企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの取組状況について-コンプライアンスの実効性を高めるための方策_ (本文)」(2010年6月30日)
- 3) 公取委 HP 「独占禁止法研究会報告書」(2017年4月25日)

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
主任コンサルタント 徳永 満博

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019